



# 島根県報

平成26年10月17日（金）

号外 第 126 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

島根県産業廃棄物減量税条例	（税 務 課）	7
島根県医療介護総合確保促進基金条例	（医 療 政 策 課）	17
島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	（青 少 年 家 庭 課）	18
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	（       "       ）	21
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 を定める条例	（       "       ）	24
島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例	（       "       ）	41
島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	（薬 事 衛 生 課）	42
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	50
島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	51

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県産業廃棄物減量税条例（条例第42号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 課税の根拠

産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法第4条第6項の規定に基づき、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課することとした。（第1条関係）

##### (2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。（第3条関係）

##### (3) 納税義務者等

納税義務者は産業廃棄物の排出事業者及び中間処理産業廃棄物排出事業者とし、課税客体は産業廃棄物の最終処分場への搬入とすることとした。（第4条関係）

##### (4) 課税免除

知事は、産業廃棄物のうち規則で定めるもの及び課税を不相当と認めるものの最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さないこととした。（第5条関係）

##### (5) 課税標準

課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とすることとした。（第6条関係）

##### (6) 税率

税率は、1トンにつき1,000円とすることとした。（第7条関係）

##### (7) 徴収方法

徴収は、特別徴収の方法によることとした。ただし、排出事業者（中間処理産業廃棄物排出事業者を含む。）が最終処分を自ら行う場合は、申告納付の方法によることとした。（第8条関係）

##### (8) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、最終処分業者又は知事が指定する者とすることとした。（第9条関係）

##### (9) 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、必要な事項の登録を知事に申請しなければならないこととした。（第10条関係）

##### (10) 申告納入又は申告納付の期限

特別徴収義務者又は申告納付すべき者は、原則として、次の表の左欄に掲げる期間内において申告納入又は申告納付すべき税額を、同表の右欄に定める期限までに納入し、又は納付しなければならないこととした。（第11条・第15条関係）

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

##### (11) 最終処分場の設置等の届出

申告納付すべき者は、最終処分場ごとに必要な事項を知事に届け出なければならないこととした。（第14条関係）

##### (12) 帳簿の保存

特別徴収義務者及び申告納付すべき者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに必要な事項を記載し、これを5年間保存しなければならないこととした。（第19条関係）

## (13) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。（附則第6項関係）

## (14) 次に掲げる条例の一部改正

ア 住民基本台帳法施行条例

イ 島根県産業廃棄物減量促進基金条例

## 2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

## ◇島根県医療介護総合確保促進基金条例（条例第43号）

## 1 条例の概要

## (1) 設置

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、島根県医療介護総合確保促進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

## (2) 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。（第2条関係）

## (3) 管理

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。（第3条関係）

## (4) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。（第4条関係）

## (5) 繰替運用

知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第5条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

## 1 条例の概要

(1) 島根県認定こども園の認定要件に関する条例は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件その他必要な事項を定めるものとすることとした。（第1条関係）

(2) 教育及び保育に従事する者の配置の基準について、満3歳以上満4歳未満の子どもについてはおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもについてはおおむね30人につき1人以上とすることとした。（第9条関係）

(3) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、必要な調理設備を備えるときは、調理室を設けないことができることとした。（第11条関係）

## (4) その他規定の整備

## 2 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

## ◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第45号）

## 1 条例の概要

- (1) 保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならないこととした。（第17条関係）
  - (2) 保育室等を4階以上に設ける建物の避難用の施設又は設備の基準の改正（第44条関係）
  - (3) 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこととした。（第50条第1項関係）
  - (4) 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととした。（第50条第2項関係）
  - (5) 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の改正に伴う規定の整備
  - (6) その他規定の整備
- 2 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

#### ◇島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第46号）

##### 1 条例の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）の目的を定めることとした。（第2条関係）
- (2) 次に掲げる幼保連携型認定こども園の設備運営基準を定めることとした。（第3条—第26条関係）
  - ア 非常災害に必要な設備を設けるとともに、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないこと。
  - イ 園児の保育に直接従事する職員については、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができないこと。
  - ウ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができないこと。
  - エ 園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないこと。
  - オ 職員は、園児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。
  - カ 園長は、懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。
  - キ 食事を提供するときの基準
  - ク 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。
  - ケ 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
  - コ 置かなければならない保育教諭等の数その他職員に関する基準
  - サ 幼保連携型認定こども園の位置並びに園舎及び園庭に関する基準
  - シ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積その他設備に関する基準
  - ス 教育及び保育を行う期間及び時間に関する基準
  - セ 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育課程に基づく教育は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならないこと。
  - ソ その他設備及び運営に関する基準

##### 2 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

## ◇島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例（条例第47号）

## 1 条例の概要

島根県子ども・子育て支援推進会議を子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づく審議会その他の合議制の機関とすることとした。（第1条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第48号）

## 1 条例の概要

## (1) 島根県手数料条例の一部改正（別表30の項関係）

## ア 医療機器又は体外診断用医薬品に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者	36,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者	26,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

## イ 再生医療等製品に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者	149,900円
再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	138,100円
再生医療等製品の販売業の許可を受けようとする者	29,000円
再生医療等製品の販売業の許可の更新を受けようとする者	11,000円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円

## ウ 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の許可等及び適合性調査に係る手数料の廃止

## エ 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

オ 薬事法等の一部を改正する法律の施行前においても行うことができることとされた許可又は登録を受けようとする者は、この条例の施行前においてもこの条例による改正後の島根県手数料条例の規定の例により手数料を納付しなければならないこととした。

## (2) 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

引用する法律の題名の改正及び引用する条項の整理（第18条関係）

## 2 施行期日

薬事法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、1の(1)のオについては、公布の日から施行することとした。

## ◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第49号）

## 1 条例の概要

引用する法律の題名の改正（第6条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第50号）

## 1 条例の概要

- (1) 県は、関係する機関及び団体と連携し、がん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする事とした。（第2条関係）
- (2) 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする事とした。（第3条関係）
- (3) 保健医療福祉関係者は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。（第4条関係）
- (4) 事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。（第5条関係）
- (5) 県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする事とした。（第9条関係）
- (6) 県は、がんになり患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。（第12条関係）
- (7) 県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、がん患者団体等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする事とした。（第14条関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県産業廃棄物減量税条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 42 号

### 島根県産業廃棄物減量税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 6 項の規定に基づき、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物減量税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理産業廃棄物 廃棄物処理法第 12 条第 5 項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。
- (3) 最終処分業者 廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定による知事の許可（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の変更の許可を含む。）を受け産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び廃棄物処理法第 11 条第 2 項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）をいう。
- (4) 最終処分場 次に掲げるものをいう。
  - ア 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の規定による知事の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場（同項の規定の適用を受けないで設置されたものを含む。）
  - イ 県内の市町村が設置する一般廃棄物（廃棄物処理法第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物をいう。以下この号において同じ。）の最終処分場のうち

一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の埋立処分の用に  
供するもの

(賦課徴収)

第 3 条 産業廃棄物減量税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 産業廃棄物減量税は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、産業廃棄物の最終処分場への搬入（2 以上の最終処分場を有する者の当該 2 以上の最終処分場相互の間における搬入を除く。以下同じ。）に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては、当該中間処理産業廃棄物を排出した事業者。以下同じ。）に課する。

2 前項の規定にかかわらず、最終処分場（県外に設置された最終処分場に相当するものを含む。）に搬入された産業廃棄物の最終処分を行う者が当該産業廃棄物の最終処分を他の最終処分業者に委託した場合における産業廃棄物減量税は、当該委託（当該他の最終処分業者が当該産業廃棄物の最終処分を更に他の最終処分業者に委託したときは、その委託）に基づく最終処分場への搬入に対し、当該委託をした者に課する。

3 産業廃棄物減量税は、事業者がその排出する産業廃棄物の最終処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

(課税免除)

第 5 条 知事は、次に掲げる産業廃棄物の最終処分場への搬入に対しては、産業廃棄物減量税を課さない。

(1) 第 2 条第 4 号イに掲げる最終処分場に搬入される産業廃棄物で規則で定めるもの

(2) 公益上その他の理由により知事が課税を不相当と認める産業廃棄物



## (課税標準)

第 6 条 産業廃棄物減量税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。この場合において、産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

## (税率)

第 7 条 産業廃棄物減量税の税率は、1 トンにつき1,000円とする。

## (徴収の方法)

第 8 条 産業廃棄物減量税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第 4 条第 3 項の規定により産業廃棄物減量税を課する場合には、申告納付の方法による。

## (特別徴収義務者)

第 9 条 産業廃棄物減量税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項に規定する者のほか、産業廃棄物減量税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 前 2 項の特別徴収義務者は、最終処分場への産業廃棄物の搬入があったときに産業廃棄物減量税を徴収しなければならない。

## (特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により特別徴収義務者として指定された者（以下単に「特別徴収義務者」という。）は、規則で定める期限までに、特別徴収すべき産業廃棄物減量税に係る最終処分場ごとに当該特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項の登録を知事に申請しなければならない。登録した事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

- 2 知事は、前項の登録（変更事項の登録を除く。）の申請を受理した場合には、その申請をした者に対し、その者が特別徴収義務者であることを証する証票を交付しなければならない。
- 3 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該最終処分場の公衆の見やすい箇

所に掲示しなければならない。

- 4 第 2 項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 第 2 項の証票の交付を受けた者は、当該最終処分場に係る産業廃棄物減量税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内に当該証票を知事に返納しなければならない。

(申告納入)

第11条 特別徴収義務者は、次の表の左欄に掲げる期間内において徴収すべき産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合には、その廃止し、又は休止した日から1月以内に、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納入しなければならない。

1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10月末日
10月1日から12月31日まで	1月末日

- 2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

(徴収猶予)

第12条 知事は、法第15条の規定による場合のほか、特別徴収義務者が最終処分の料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を前条の期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物減量税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。この場合におい

て、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その徴収猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の規定により徴収猶予を受けようとする特別徴収義務者は、その旨を当該産業廃棄物減量税の申告書を提出する際に併せて知事に申請しなければならない。

3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が最終処分料金及び産業廃棄物減量税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物減量税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物減量税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その産業廃棄物減量税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 知事は、前項の規定により、産業廃棄物減量税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 知事は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

## (最終処分場の設置等の届出)

第14条 第 8 条ただし書の規定により産業廃棄物減量税を申告納付すべき者（以下「納税者」という。）は、規則で定める期限までに、最終処分場ごとに当該納税者の住所及び氏名又は名称その他必要な事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項に変更があった場合にも、また、同様とする。

2 前項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

## (申告納付)

第15条 納税者は、次の表の左欄に掲げる期間内における産業廃棄物減量税について、同表の右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、産業廃棄物減量税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日から 1 月以内に、廃止し、又は休止した日までにおける納付すべき産業廃棄物減量税について、これを申告納付しなければならない。

1 月 1 日から 3 月 31 日まで	4 月 末 日
4 月 1 日から 6 月 30 日まで	7 月 末 日
7 月 1 日から 9 月 30 日まで	10 月 末 日
10 月 1 日から 12 月 31 日まで	1 月 末 日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

## (期限後申告等)

第16条 前条第 1 項の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第733条の16第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条第 1 項の規定により申告納付することができる。

2 前条第 1 項又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければな

らない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第17条 法第733条の16第4項の規定による産業廃棄物減量税の更正又は決定の通知、法第733条の18第6項の規定による産業廃棄物減量税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による産業廃棄物減量税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第18条 産業廃棄物減量税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第3条第1項第4号中「又は第46条第13号」とあるのは「若しくは第46条第13号又は島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）第5条第2号」と、同条例第4条第1項の表中

狩猟税	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
-----	---

とあるのは

狩猟税	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第55条第1項の規定により狩猟者の登録を受ける場所の所在地
産業廃棄物減量税	最終処分場の所在地

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県産業廃棄物減量税条例若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

2 産業廃棄物減量税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17



第 2 項第 9 号に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする。

(帳簿の保存等)

第19条 特別徴収義務者及び納税者は、帳簿を備え、最終処分場ごとに、毎日の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量その他の規則で定める事項を記載し、当該帳簿をその閉鎖の日から 5 年間保存しなければならない。

2 特別徴収義務者及び納税者は、前項の帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）の保存をもって、同項の規定による帳簿の保存に代えることができる。

(用途)

第20条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物減量税額から産業廃棄物減量税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(規則への委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第731条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、前項の規則で定める日（以下「施行日」という。）以後に行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。

3 この条例の施行の際現に旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号。以下「旧条例」という。）第10条第 1 項の規定による登録の申請を受理されている者（旧条例附則第 3 項の規定により旧条例第10条第 1 項の規定

による登録の申請を受理された者とみなされた者を含む。)は、第10条第1項の規定による登録の申請を受理された者とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第10条第2項の規定により交付されている証票(旧条例附則第4項の規定により旧条例第10条第2項の規定により交付された証票とみなされた証票を含む。)は、第10条第2項の規定により交付された証票とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による届出をしている者(旧条例附則第5項の規定により旧条例第14条第1項の規定による届出をした者とみなされた者を含む。)は、第14条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした者とみなす。

(有効期限等)

6 この条例は、施行日から起算して5年間(以下「適用期間」という。)その効力を有する。

7 この条例は、適用期間中における産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

8 住民基本台帳法施行条例(平成14年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)」を「島根県産業廃棄物減量税条例(平成26年島根県条例第42号)、旧島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)附則第7項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例」に改める。

(島根県産業廃棄物減量促進基金条例の一部改正)

9 島根県産業廃棄物減量促進基金条例(平成17年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「島根県産業廃棄物減量税条例(平成21年島根県条例第58号)」を

「島根県産業廃棄物減量税条例（平成26年島根県条例第42号）」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

- 2 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）附則第 6 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例又は旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）附則第 7 項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定により産業廃棄物の最終処分場への搬入に対して課した、又は課すべきであった産業廃棄物減量税額のうち当該年度に収入する額に相当する額として予算で定める額は、基金に積み立てるものとする。



島根県医療介護総合確保促進基金条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 43 号

#### 島根県医療介護総合確保促進基金条例

##### (設置)

第 1 条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条に基づく計画に掲載された事業に要する経費に充てるため、島根県医療介護総合確保促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

##### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

##### (繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 44 号

島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「認定こども園（法第 7 条第 1 項の認定こども園をいう。以下同じ）」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という）」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 3 条」を「第 4 条」に改め、同条第 2 号中「第 2 条第 6 項」を「第 2 条第12項」に改める。

第 3 条を次のように改める。

#### 第 3 条 削除

第 4 条第 1 号中「幼稚園教育を行うほか、当該幼稚園教育」を「幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育」に、「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「対する保育」を「対する教育」に改め、同条第 2 号中「認可外保育施設（児童福祉法第59条第 1 項に規定する施設のうち同法第39条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年<sup>文部科学省</sup>令第 3 号）第 1 条に規定<sup>厚生労働省</sup>する施設を除く。）をいう。以下同じ。））」を「保育機能施設」に改め、同号ア及びイ中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

第 5 条中「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に改め、「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第 6 条中「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「認可外保

育施設」を「保育機能施設」に改める。

第 8 条第 2 項中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

第 9 条第 1 項中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「に満たない」を「未満の」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「に満たない子どものうち、保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。）」を「未満の子ども」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「のうち、長時間利用児」を削り、同号を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「短時間利用児及び長時間利用児」を「満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）」に改め、「（以下「共通利用時間」という。）」を削る。

第 10 条第 1 号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第 2 号中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同条第 4 号中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第 11 条第 1 項中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第 2 項中「に満たない」を「未満の」に改め、同項の表中「面積」を「面積（平方メートル）」に改め、「平方メートル」を削り、同条第 3 項各号列記以外の部分及び同項第 2 号イの表以外の部分中「に満たない」を「未満の」に改め、同号イの表中「面積」を「面積（平方メートル）」に改め、「平方メートル」を削り、同項第 4 号中「に満たない」を「未満の」に改め、同条第 4 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同項に次の 1 号を加える。

(3) 地方裁量型認定こども園 第 2 項又は前項第 1 号及び同項第 2 号ア又はイ  
第 11 条第 5 項中「、幼保連携型認定こども園」を削り、同項第 4 号中「各号」を削り、同条に次の 1 項を加える。

7 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が 20 人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第 3 項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型

認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第12条第1号中「幼稚園教育要領」を「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領」に、「厚生労働省」を「厚生労働大臣」に改め、同条第3号中「が編成され、」を削る。

第13条第3号中「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児（以下「保育に欠ける子ども」という。）」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第4号中「保育に欠ける子ども」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育及び保育を」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

- 2 施行日から起算して5年間は、この条例による改正後の島根県認定こども園の認定要件に関する条例第9条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に限る。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 45 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「児童福祉施設のうち」を「児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）のうち」に改める。

第12条中「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

第15条第 3 項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項

第20条第 3 項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置」に改める。

第44条第 8 号イの表中

避難用	建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	を
-----	----------------------------------	---

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>	に改め、同
-----	---	-------

号エ中「、当該床」を「当該床」に改める。

第46条第 2 項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下この項において「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法の規定による幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に 1 日に 4 時間程度利用する

幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）」及び「（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）」を削る。

第50条及び第51条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第50条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第51条 削除

附則中第2項の前の見出し及び同項から第7項までを削り、第8項を第2項とし、第9項を第3項とする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。



島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 46 号

島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（法第 2 条第 7 項の幼保連携型認定こども園のうち知事の監督に属するものをいう。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第 2 条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第 3 条 知事は、島根県子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年島根県条例第25号）第 1 条に規定する島根県子ども・子育て支援推進会議の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(設備運営基準と幼保連携型認定こども園)

第 4 条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)



第 5 条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、法第 2 条第 7 項に定める目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(幼保連携型認定こども園と非常災害)

第 6 条 幼保連携型認定こども園においては、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、その立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をしなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月 1 回は、これを行わなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第 7 条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研さんに励み、法第 2 条第 7 項に定める目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるとき及び他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの基準)

第 8 条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

2 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下

「保育室等」という。)については、この限りでない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第 9 条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 10 条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 11 条 園長は、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第 12 条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第 8 条第 2 項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第13条 次の各号に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(秘密保持等)

第14条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第15条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又は

その保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（学級の編製の基準）

第16条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の数等）

第17条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員 数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人

(3) 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
(4) 満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人
備考	
<p>(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>(2) この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。</p> <p>(3) この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>(4) 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p>	

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

（設備等の一般的基準）

第18条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な

環境にこれを定めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第19条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

- 3 保育室等は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号及び第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

(2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設 備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー



		<p>3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3 階	常用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4 階 以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用</p>

		<p>いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

- (3) 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。



- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- 4 前項ただし書の場合において、3 階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満 3 歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (2) 満 3 歳未満の園児数に応じ、次条第 6 項の規定により算定した面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積

- (2) 3.3平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児数を乗じて得た面積  
(園舎に備えるべき設備)

第20条 園舎には、次に掲げる設備（第 2 号に掲げる設備については、満 2 歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室

とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満 3 歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはいならない。

3 満 3 歳以上の園児に対する食事の提供について、第 13 条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第 1 項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が 20 人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第 1 項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- (1) 乳児室 1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満 2 歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第 1 項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第21条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第22条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な 1 日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4 時間とし、園児の心身の発達の種類、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1 日につき 8 時間を原則とすること。

2 前項第 3 号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(心身の状況に応じた教育)

第23条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育課程に基づく教育は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第25条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第26条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 施行日から起算して5年間は、第17条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部

改正法による改正前の法第 7 条第 1 項に規定する認定こども園である同法第 3 条第 3 項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第19条から第21条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例）

- 4 施行日から起算して 5 年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第17条第 3 項の規定の適用については、同項の表備考第 1 号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第19条第 3 項及び第 7 項並びに第20条第 6 項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条第 3 項	第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第19条第 7 項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

	<p>の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2 学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積（平方メートル）	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2 学級以下</td> <td><math>330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)</math></td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td><math>400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)</math></td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積（平方メートル）													
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積（平方メートル）													
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
第20条 第6項	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所

の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第19条第3項第1号、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第19条第3項第1号	耐火建築物	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）						
第19条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="427 1115 813 1451"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数－2）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）							
1学級	180							
2学級以上	320+100×（学級数－2）							
第19条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="459 1854 813 1989"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）			(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積		
学級数	面積（平方メートル）							



	2 学級 以下	$330 + 30 \times$ (学級数 - 1)
	3 学級 以上	$400 + 80 \times$ (学級数 - 3)
イ 3.3平方メートルに満3 歳以上の園児数を乗じて得 た面積		

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第19条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。



島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 47 号

島根県子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

島根県子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第77条第 4 項」の次に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間においては、この条例による改正後の島根県子ども・子育て支援推進会議条例第 1 条中「第77条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関」とあるのは、「第77条第 4 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第 9 条の規定に基づき、同法の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項を調査審議するための審議会その他の合議制の機関」とする。

島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 48 号

島根県手数料条例及び島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第 1 条 島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表30の項左欄中「薬事法関係手数料」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料」に改め、同項第 1 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第 3 号中「、医薬部外品、化粧品又は医療機器（以下この項において「医薬品等」という。）」を「（体外診断用医薬品を除く。以下この号から第 9 号まで、第12号、第13号、第34号から第37号まで及び第40号から第43号までにおいて同じ。）」、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号ウ中「薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する医薬品であって、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第 3 条に規定する薬局製造販売医薬品」に改め、同号オ中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）」を「政令」に改め、同号キからケまでを削り、同項第 4 号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号キからケまでを削り、同項第 5 号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号ア中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号中エ及びオを削り、カをエとし、同号キ中「第26条第 3 項第 1 号」を「第26条第 2 項第 1 号」に改め、同号中キをオとし、同号ク中「第26条第 3 項第 2 号」を「第26条第 2 項第 2

号」に改め、同号中クをカとし、同号ケ中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号中ケをキとし、同号コ中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同号中コをクとし、同号サ中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同号中サをケとし、シからセまでを削り、同項第6号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号中エ及びオを削り、カをエとし、同号キ中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号中キをオとし、同号ク中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号中クをカとし、同号ケ中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号中ケをキとし、同号コ中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同号中コをクとし、同号サ中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同号中サをケとし、シからセまでを削り、同項第7号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号エ及びオを削り、同号カ中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号中カをエとし、同号キ中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号中キをオとし、同号ク中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号中クをカとし、同号ケ中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同号中ケをキとし、同号コ中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同号中コをクとし、サからスまでを削り、同項第9号中「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行う場合の当該製造所以外の施設（以下この項において「外部試験検査機関」という。）に係る調査を除く。）」に改め、「（医薬品等（化粧品を除く。第12号及び第25号から第28号までにおいて同じ。）の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行う場合（以下この項において「試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合」という。）を除く。）」を削り、同号エ及びオを削り、同号カ中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号中カをエとし、同号キ中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号中キをオ

とし、同号ク中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号中クをカとし、ケからサまでを削り、同項第10号中「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。）」を削り、同項第11号中「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。）」を削り、同号中エ及びオを削り、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケからサまでを削り、同項第12号中「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。）」を削り、「医薬品等」を「医薬品又は医薬部外品」に改め、同項中第37号を第53号とし、第36号を第52号とし、同項第35号中「薬局開設の許可証、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に、「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を「再生医療等製品の販売業の許可証」に改め、同号を同項第51号とし、同項第34号中「薬局開設の許可証、」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に、「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を「再生医療等製品の販売業の許可証」に改め、同号を同項第50号とし、同項第33号中「（政令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、同号を同項第43号とし、同号の次に次の6号を加える。

(44) 政令第37条の2第1項の規定に基づく 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
(45) 政令第37条の3第1項の規定に基づく 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする	2,900円

者		
(46) 政令第37条の9第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円	
(47) 政令第37条の10第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円	
(48) 政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者	2,000円	
(49) 政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付を受けようとする者	2,900円	

別表30の項第32号中「（政令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、「又は医療機器の修理業」を削り、同号を同項第42号とし、同項第31号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号を同項第41号とし、同項第30号中「医薬品等」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同号を同項第40号とし、同項第29号中「医薬品等」を「医薬品又は医薬部外品」に、「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。）」を削り、同号を同項第37号とし、同号の次に次の2号を加える。

(38) 政令第 1 条の 5 第 1 項の規定に基づく 薬局開設の許可証の書換え交付を受けよ うとする者	2,000円
(39) 政令第 1 条の 6 第 1 項の規定に基づく 薬局開設の許可証の再交付を受けよう とする者	2,900円

別表30の項第28号中「医薬品等」を「医薬品又は医薬部外品」に、「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。）」を削り、同号中エ及びオを削り、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケからサまでを削り、同号を同項第36号とし、同項第27号中「医薬品等」を「医薬品又は医薬部外品」に、「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査に限る。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合に限る。）」を削り、同号を同項第35号とし、同項第26号中「医薬品等」を「医薬品又は医薬部外品」に、「適合性調査」を「医薬品等適合性調査（外部試験検査機関に係る調査を除く。）」に改め、「（試験検査等を外部試験検査機関等において行う場合を除く。）」を削り、同号中エ及びオを削り、カをエとし、キをオとし、クをカとし、ケからサまでを削り、同号を同項第34号とし、同項中第25号を第31号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(32) 法第40条の 5 第 1 項の規定に基づく再 生医療等製品の販売業の許可を受けよう とする者	29,000円
(33) 法第40条の 5 第 4 項の規定に基づく再 生医療等製品の販売業の許可の更新を受 けようとする者	11,000円

別表30の項中第24号を第30号とし、第23号を第29号とし、同項第22号中「賃



貸業」を「貸与業」に改め、同号を同項第28号とし、同項第21号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同項第27号とし、同項中第14号から第20号までを6号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の6号を加える。

(14) 法第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可を受けようとする者	
ア 第一種医療機器（法第2条第5項に規定する高度管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの	149,900円
イ 第二種医療機器（法第2条第6項に規定する管理医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの	131,700円
ウ 第三種医療機器（法第2条第7項に規定する一般医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業に係るもの	95,100円
エ 体外診断用医薬品の製造販売業に係るもの	131,700円
(15) 法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	
ア 第一種医療機器の製造販売業に係るもの	138,100円
イ 第二種医療機器の製造販売業に係るもの	115,100円
ウ 第三種医療機器の製造販売業に係るもの	70,000円
エ 体外診断用医薬品の製造販売業に係るもの	115,100円



るもの	
(16) 法第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録を受けようとする者	36,000円
(17) 法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新を受けようとする者	26,000円
(18) 法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可を受けようとする者	149,900円
(19) 法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新を受けようとする者	138,100円

(島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 改正法附則第63条第2号の規定により、なお従前の例によることとされた改

正法第 1 条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第 6 項の規定による調査に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正法附則第64条第 2 項の規定により、改正法の施行前においても行うことができることとされた同項第 1 号又は第 2 号に掲げる許可又は登録を受けようとする者は、この条例の施行前においても第 1 条の規定による改正後の島根県手数料条例別表30の項の規定の例により手数料を納付しなければならない。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 49 号**

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 50 号

島根県がん対策推進条例の一部を改正する条例

島根県がん対策推進条例（平成18年島根県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「図るため、」の次に「県民、がん患者及びその家族、保健医療福祉関係者、事業者、教育関係者、報道関係者、県議会、県、市町村等が一体となって」を加える。

第 8 条を削る。

第 7 条を第13条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（がん教育の推進）

第14条 県は、市町村、教育関係者、保健医療福祉関係者、患者会等と連携し、児童、生徒等に対し、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに関する正しい知識及び病気とともに生きる人々に対する正しい理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

第 6 条中「がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体（第 8 条において「患者会等」という。）」を「患者会等」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（就労の支援）

第12条 県は、がんにより患しても働き続けることができるよう、がん患者及び事業者に対する相談支援及び情報の提供の体制整備、県民の理解を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 5 条を第10条とし、第 4 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（小児がん対策の推進）

第 9 条 県は、医療機関その他の関係機関と連携して、小児がん患者及びその家族に対する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

第 3 条を第 7 条とする。

第 2 条中「支援すること、」の次に「がん患者に関わる多職種連携によるチーム医療の推進など」を加え、同条を第 6 条とする。

第 1 条の次に次の 4 条を加える。

(県の責務)

第 2 条 県は、国、市町村、県民、患者会等（がん患者、その家族等により構成される県内の民間団体をいう。以下同じ。）、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者その他関係する機関及び団体と連携し、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項の規定により県が策定するがん対策推進計画に従い、本県の特性に応じたがん対策を実施するものとする。

(県民の役割)

第 3 条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に注意を払い、必要に応じ、がん検診の受診に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第 4 条 保健医療福祉関係者は、質の高いがん医療及びがんに関する情報の提供に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、従業員に対しがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発に努めるとともに、県が講ずるがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。